

容器包装リサイクル法の改正市民案の作成作業について

市民による容器包装リサイクル法の改正案(新旧対照表)の作成作業は、田町のキャンパスイノベーションセンター内にある千葉大学東京サテライトオフィスに、2005年10月の毎週金曜日の夜に3時間ずつ4回にわたって、10名程度の人数が集まって進められた。

作業に当たっては、大きなスクリーンに作業中の画面が映されるようにセットし、画面左に現行法、画面右に改正案が示され、作業中にだれでも意見を述べるようにした。また、法案作成作業のために、各種『法令用語辞典』と『ワークブック法制執務』（ぎょうせい）を用意した。さらに、インターネットの「法令データ提供システム」のホームページ（<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>）にアクセスし、法令用語検索ができるようにした。

作業内容は、全国ネットワークによって作成された改正案の骨子に基づいて、また、会場からの意見に基づいて進められた。会場から指摘された盛り込みたい事項や盛り込むべき事項を、他の法律での使用例を参照しつつ、法令用語を用いながら、法律的に書いていく作業である。法令用語には特有の使い分けがあること、法律の条文の順番にはある程度きまった順番があること、他の法律の類似条文についての知識があると法案作成に有利であることなど、筆者の法案作成の経験を活かしつつ、市民案の意図が法案に反映できるように努力した。作業結果は、ほぼ満足が得られるものとなったと考えている。

今回のように、市民側が法案の新旧対照表まで作成するという試みは、過去に見られなかったものであった。この試みが、その後の全国ネットワークの努力にもかかわらず、政府案になにも取り入れられなかったことは、大変残念である。

今回の試みを通じて、法案作成特有の感覚を参加者に体験していただいたことが、市民による政策提言のレベルアップにいくらかでもつながることとなれば幸いである。また、今後も、毎年10月に類似の「法案作成講座」を開講し、毎年1本ずつ、市民側の法案を公表していくこととしたい。10年間くらい継続していけば、何らかの社会的な反応も得られるのではないかと気長に考えているところである。

千葉大学法経学部総合政策学科助教授 倉阪秀史